

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム
武道センター文化会議分科会運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会運営等業務

2 事業目的

スポーツ・文化を通じた「知徳体の向上」、「人的交流の促進」、「新しい経済・文化の創発」への新たな可能性と必要な施策について、日本を新しいパラダイムの事例としてアジア・世界の人々が体感・議論し、誰もが直面している困難を乗り越える原動力へと変える、始めの一步を共に踏み出すことを目的に開催する。本分科会では、「Culture induced Innovation（文化が革新を創造する）～伝統と革新」をテーマに、世界で活躍されている経営者等によるパネルディスカッションを開催する。

パネルディスカッションでは、クリエイターの活動にどのように文化が影響を与えるのか、文化からイノベーションを起こすためにはどのような着眼点が必要かについて語っていただく。世界との交流を通じて、日本の文化を発信することに加えて、文化と産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出していくことを目指す。

3 事業概要

事業名：「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会」

(1) 実施日時

平成28年10月19日（水）15時から17時まで

(2) 会場（予約済）

京都市武道センター旧武徳殿（京都市左京区聖護院円頓美町46-2）

電話：075-751-1255

（指定管理者）

公益財団法人京都市体育協会 京都市右京区西京極新明町1番地

電話：075-315-4561

*使用できる日時：平成28年10月18日（水）9時～21時 及び

10月19日（木）9時～21時

(3) 主催

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム京都実行委員会（京都市，京都府，京都商工会議所）以下「本委員会」という。

(4) 内容

- ・ 演武 合気道の演武
- ・ パネルディスカッション
（パネラー）海外在住者3名，日本人1名
（モデレーター）日本人1名

*全員の出演交渉は終了している。

(5) 参加人数

参加者 約300名

京都経済同友会会員，若手経営者，大学生，一般公募による市民等

(6) 参加料 無料

4 委託業務の内容

上記事業概要を実施するため，次の業務を委託する。

(1) パネルディスカッション等の事前準備

ア 実施計画書（人員配置等）の作成

- ・ パネルディスカッション等の構成，タイムスケジュール案の作成
- ・ 出演者の出演に向けた諸調整
 - * 交通費・謝金等の支払方法，当日の会場移動手段の調整，講演内容の事前打ち合わせを含む。
- ・ 当該業務全体の運営管理
業務責任者を定め，書面により届けること。

イ 本委員会及び関係者との連絡調整

当日の運営が円滑に行われるよう，本委員会，登壇者，会場及び関連事業者と事前に十分な調整を行うこと。

ウ イベント保険への加入と保険料の支払

エ その他

- ・ 次第など当日配布物の作成，準備（封入作業，会場への運搬）
- ・ 台本，運営マニュアルの作成
 - * 本分科会参加者の申込受付，入落選の選定及び入落選通知の発送については，本契約とは別に業務委託を行うので，必要な調整を行うこと。

(2) 当日の運営業務

ア 管理ディレクター及びスタッフの手配・配置

* 運営，受付，案内，控室，進行及び進行アシスタントディレクターなど

イ パネルディスカッション等の進行，演出，運営管理に係る支援

- ・ 吊看板の作成，設置
吊看板（7200mm×900mm）＜1枚＞
立看板（900mm×1800mm）＜1枚＞
入口案内サイン（450mm×600mmスタンド付）＜3枚＞
- ・ 机等の設置
設営図例のとおり，以下の備品を設置すること。
（出演者用）長机（450mm×1800mm，白布で覆うこと。）＜3台＞，
椅子＜5脚＞

（観客用）座布団＜300枚＞及び椅子＜40脚＞

* 旧武徳殿は，国の重要文化財のため，必要な養生を行うとともに，終了後，すべて撤去し，原状復帰すること。 *文化庁への協議等は本委員会が行う。

- ・ 靴袋＜300枚＞の用意
- ・ 出演者用の飲料水の手配
ペットボトルの水（500ml）10本及び紙コップ＜20個＞を用意すること。

- ・ 司会アナウンス＜1名＞
本委員会と協議のうえ選定する。
- ・ プログラムの進行管理補助
総括＜1名＞
分科会等進行（記録担当兼務）＜8名＞
- ・ 音響・映像機器・補助照明の設置，操作調整
スクリーン＜1式＞，プロジェクター＜2台＞，音響＜一式＞，
補助照明＜一式＞，ノートパソコン＜一式＞，
技術員（音響映像＜1名＞，照明＜1名＞）
*スクリーンは，すべての観客席から見られる程度の大きさを確保すること。
補助照明は，出演者を照射するために必要な設置を行うこと。
*追加電源が必要となるため確保すること。
- ・ 同時通訳
同時通訳者2名以上（Aクラス，国際会議での十分な同時通訳実績を有するものであること。）を派遣し，業務に当たらせること。
（種類）日本語→英語，英語→日本語
（通訳業務）午後半日4時間以内（事前打ち合わせを別途2時間程度行うこと。）
（設備）同時通訳システム等，必要な付帯設備の手配，設置，撤去を行うこと。
（記録）音声を記録すること。（オリジナル，日本語，英語）
*基本装置，同時通訳ブース，レシーバー（参加数330名分），エンジニア等含む。
*使用機材・機器の損傷・紛失があった場合，本委員会はその責を負わない。
- ウ 記録写真の撮影
- エ 記録映像の撮影
固定カメラによる動画映像を記録すること。
*後日，YouTubeの文部科学省チャンネルに掲載する可能性がある。
- オ その他，事業の円滑な運営に必要と思われる業務
*障害を持つ人の参加のために，障害者差別解消法の趣旨に基づく合理的配慮を行うこと。

(3) 当日配布資料の作成，提出

- ・ 次第，出演者プロフィール
（仕様）A4版 両面単色刷り 再生紙 400部
*校正は，本委員会が校了とするまで行う。（文字校正1回）
- ・ アンケート
本分科会の参加者の意見を収集するため，アンケートを作成，配布，回収すること。
（仕様）A4版 両面単色刷り 再生紙 400部
*校正は，本委員会が校了とするまで行う。（文字校正1回）
- ・ 封筒
上記資料は，角2封筒を用意し，封入すること。400部
*入場者数の把握を行うこと。

(4) 実績報告書等の作成，印刷

- ・ 受託者は事業終了後2週間以内に，実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し，本委員会に3部提出すること。
*本委員会は，必要により証拠書類等の提供を受託者から求めることができるものとする。
- ・ 会議録の作成（分科会テープ起こし2時間程度）
- ・ 音声を記録したCD-ROMを納品すること。

(5) 出演者への謝金，会場費の支払い

出演者の謝金（旅費含む）は，合計260万円（内訳は以下のとおり）とし，事業終了後，速やかに本人が指定する口座へ振り込むものとし，所得税の納付処理を行うこと。なお，海外在住者への謝金支払にあたっては，海外口座への送金が必要となる。

- ・ 演武 合気道の演武 1名 5万円
- ・ パネルディスカッション
（パネラー）海外在住者 3名 計220万円，日本人 1名 5万円
（モデレーター）日本人 1名 15万円
- ・ 支払に係る手数料等 15万円

会場等使用料の支払に関しては，指定管理者と必要な調整を行うこと。

<会場使用料の見込み>

旧武徳殿 23,330円×2日（10/18,19）=46,660円（本分科会会場）
第1会議室 7,390円×1日（10/19）=7,390円（控室として使用予定）
第2会議室 2,770円×1日（10/19）=2,770円（控室として使用予定）

*その他，武道センター内の以下の施設についても会場予約済みであり，使用料が発生する見込み。

主競技場 77,130円×1日（10/19）=77,130円
補助競技場 21,280円×1日（10/19）=21,280円
弓道場 20,550円×1日（10/19）=20,550円
相撲場 8,520円×1日（10/19）=8,520円
合計 184,300円

5 その他

(1) 留意事項

- ・ 委託金額には，出演者の謝金及びその支払に係る手数料，会場使用料が含まれている。
- ・ 仕様書に定める内容を適正に履行することができ，かつ最低の価格をもって見積書を提出した者を本業務委託契約の相手方に特定する。
- ・ 受託業務を再委託する場合，事前に再委託範囲及び再委託先を本委員会に提示し承認を得ること。
- ・ 会場及び会場備え付け設備については，受託者が施設管理者に使用申請するとともに，その費用を負担する。
- ・ 会場設営，リハーサル等については，本委員会と協議のうえ，日時を決定するものとする。また，撤去後は，会場を原状に回復すること。

- ・ 受託者は、業務の円滑な実施のため、本委員会と緊密な連絡を取るとともに、随時、協議しながら業務を遂行するものとする。
 - ・ 警察等公安関係機関との調整が必要な場合は、対応すること。
 - ・ 全体として、文部科学省が委託するスポーツ・文化・ワールド・フォーラム本体の受託者と連携し行うこと。
- (2) 個人情報等の保護
- 受託者は、個人情報保護法の遵守はもちろんのこと、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (3) 損害賠償
- 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (4) 著作権の取扱
- 円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本委員会に帰属させるものとする。
- (5) 疑義が生じた場合
- この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本委員会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本委員会の指示するところによるものとする。

6 契約期間

契約締結日から平成28年12月31日（土）までとする。